

- 一 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案						現行					
(附則別紙様式第二号)						(附則別紙様式第二号)					
国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)						普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)					
(略)						(略)					
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額					5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額				
(略)						(略)					

その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)				
(略)				
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後非支配株 主持分等の額			
(略)				
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)				
(略)				
48-49	Tier 2資本に係る 調整後非支配株主持分 等の額			
(略)				
(別紙様式第二号)				

その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)				
(略)				
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後少数株主 持分等の額			
(略)				
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)				
(略)				
48-49	Tier 2資本に係る 調整後少数株主持分等 の額			
(略)				
(別紙様式第二号)				

国際様式 の該 当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
(略)			

国際様式 の該 当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)			
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額		
(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			
(略)			
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後少数株主持分等の額		
(略)			

T i e r 2 資本に係る基礎項目 (4)

(略)

48-49 その他T i e r 1 資本  
に係る調整後非支配株  
主持分等の額

(略)

(別紙様式第三号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「非支配  
株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体  
貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該  
当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)

T i e r 2 資本に係る基礎項目 (4)

(略)

48-49 その他T i e r 1 資本  
に係る調整後少数株主  
持分等の額

(略)

(別紙様式第三号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株  
主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸  
借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該  
当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)